

長 介 第 1243 号  
令和6年12月27日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等（「サテライト事業所」）  
の設置に係る取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）第2の1に規定されている出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）の設置について、本市における取扱いを定めましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 本市における取扱い

別紙1「訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等（「サテライト事業所」）の設置に係る取扱いについて」のとおり

#### 2 事前相談

サテライト事業所の設置に当たっては、別紙2「サテライト事業所 設置・移行 事前相談票」を作成し、事前に下記まで御相談ください。（別紙1「6 サテライト事業所設置の届出手順」参照）

#### 3 施行日

本取扱いは、令和7年1月1日からとする。

担 当 :長岡市福祉保健部介護保険課  
介護事業推進係  
電 話 : 0258-39-2245 (直通)  
E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp